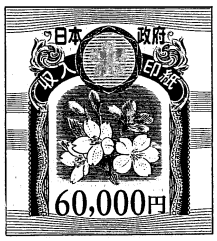
六万円収入印紙



寸法　縦　三十ミリメートル
　　横　二十七ミリメートル
刷色　地紋　明るい灰色
模様　暗い赤色とにぶい緑色
着色繊維　青色と赤色
地紋　日本及びＮＩＰＰＯＮの波状配列

六万円収入印紙



寸法　縦　三十ミリメートル
　　横　二十七ミリメートル
刷色　地紋　うす緑色
模様　暗い赤色とオリーブ色
着色繊維　青色と赤色
地紋　日本及びＮＩＰＰＯＮの波状配列

十万円収入印紙



寸法　縦　三十ミリメートル
　　横　二十七ミリメートル
刷色　地紋　ピンク色
模様　暗い赤色と暗い青紫色
着色繊維　青色と赤色
地紋　日本及びＮＩＰＰＯＮの波状配列

十万円収入印紙



寸法　縦　三十ミリメートル
　　横　二十七ミリメートル
刷色　地紋　黄茶色
模様　暗い赤色と暗い青色
着色繊維　青色と赤色
地紋　日本及びＮＩＰＰＯＮの波状配列

○財務省告示第七号

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第七条の二第二項の規定に基づき、同項の主務大臣が定める金額を次のように定め、公布の日から施行する。

平成三十年六月一日

財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子
農林水産大臣　齋藤　健

独立行政法人農林漁業信用基金法（以下「法」という。）第七条の二第二項の主務大臣の定める金額は、前々年度の貸借対照表（法第十五条第二号に規定する林業信用保証業務に係るものに限る。）上の第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た金額とする。

一　政府及び都道府県以外の者の出資に係る資本金の額

二　保証債務の額に百分の三を乗じて得た額

○財務省・経済産業省告示第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものの一部を改正する告示を次のように定め、公布の日から施行する。

平成三十年六月一日

財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものの一部を改正する告示

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるもの（平成三十年財務省・経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付が行われる長期の資金とする。	株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付が行われる長期の資金とする。